

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696

ノ
請求権問題一般

10. わが国及び国民の請求権の取扱い

(イ) 米施政権下の沖縄において法律上認められている請求権の未払分の取扱い

- (1) 軍用地復元補償(海没地の問題も含む)
- (2) 人身事故補償
- (3) その他(上記2種以外にいかなるものがあるかにつきさらに調査の要あり。)

(ロ) 米施政権下の沖縄において法律上認められていない補償請求の取扱い

- (1) 漁業補償
- (2) 軍用地復元補償(1950年6月30日以前に形質変更され、1961年7月1日以前に解放されたもの。)
- (3) 講和前補償の請求もれ分の取扱い

沖縄北方対策庁(同沖縄事務局を含む)及び準備委員会を通じて考えうるすべての請求権の実態把握を行なう。

その上で法務省、陸前補償法務省と協議し、米側に施政権返還前に支払うことを要求すべき各種補償をとりまとめる。

北米第一課長

極 秘
無 期 限
20 部 の 内
5 号

沖縄住民の補償要求問題について

45.10.7
条 約 局

沖縄復帰に関連して沖縄現地が処理を求めている補償要求問題につき、主として本年8月3日付け「琉球政府立法院決議」（以下決議と略称）及びこれまでに、沖縄土地連が日本政府関係機関等に提出した「軍用地問題に関する提議書」（以下提議書と略称）に基づき、問題を項目別に整理すれば下記のとおり。（なお、これら以外にも、現地側が今後新たに持ち出すものがないとは断じえないし、また、戦時中国国家総動員法の発動により侵害された権利の補償等もつばら日本政府による措置に対する要求もある。）

1. 軍用地復元補償（決議一の6、提議書三の1）

請求者の主張（日米両政府への要求）

1950年6月30日以前に形質変更を受け、

かつ1961年7月1日以降に解放された軍用地の復元補償については、布令20号（米軍用地の賃借及び収用に関する現行法令）に基づく法的救済の途なしというのが米側従来の見解である。しかし、右期間中に形質変更を受けた軍用地でも1961年6月30日以前に解放されたものについては、布令60号（いわゆる講和前補償問題解決のための布令）に基づき見舞金（総額：2,518,718.71ドル）の支払が行なわれた経緯がある。よつて、1961年7月1日以降現在までに既に解放された軍用地及び今後解放される軍用地に関しても、上記期間中の形質変更に対する補償の途を講ずべきである。

請求額

1969年6月30日以降解放分

: 3,461,546.31ドル

それ以前(ただし、6/年7月/日以降)解放分
: 947,290.25ドル

合計 : 4,408,836.56ドル

(ソース: 沖縄市町村軍用地地主会連合会)

現地法令上の根拠

なし。

(注) なお、提議書は沖縄復帰後の復元補償問題についても触れ(提議書三の2)、「復帰後基地の整理縮小等によつて生ずる復元補償問題についてもその補償責任の所在を明確にしてもらいたい。」旨述べている。

問題点

同じく1950年6月30日以前に形質変更を受けた軍用地でありながら、1961年6月30日(この期日は便宜的に定められたものと考えられ、合理的な根拠は見出しえない)以前に解放されたものはいわゆる講和前補償により復元費用に

関する見舞金を受け、1961年7月/日以降に解放されたものについては何らの措置もとられないのは(法的根拠を欠くとはいへ)衡平の見地から問題があるので、米側に対し、講和前補償の先例にならい、地主は見舞金が支払われるべきことを主張すべきものと考えられる。

なお、上記(注)の沖縄復帰後の復元補償問題については、日米いずれかの政府によるかは別として、地主に対しては妥当な措置がとられることとなる。

2 講和前人身損害補償(決議一の11)

請求者の主張 (日米両政府への要求)

1945年8月/6日以降1952年4月27日までの期間に、米軍人、軍属の行為により人身損害を受けた者に対しては、布令60号(講和前補償)に基づき、見舞金(総額: 831,032.69ドル)の

支払が行なわれたが、1961年6月30日まで
に届出なかつた者は、同布令に基づく見舞金の支
払に均てんしなかつたので、これらの者に対して
も補償の途が講じられるべきである。

請求額

死亡者 : 280,449.41ドル

傷害者 : 293,504.77ドル

合計 : 573,954.18ドル

(ソース: 講和前人身損害未補償者連盟)

現地法令上の根拠

なし。

問題点

講和前補償の見舞金支払が行なわれた際何故こ
れら請求者が補償されなかつたかは、必ずしも明
確でなく、また、一律の事情によるものでもない
と思われるが、いずれにせよ、米側の責に帰すべ

き事由を見出だすことは困難とみられる。他方現
地関係者は、「講和前人身損害未補償者連盟」を
結成し、具体的要求額を掲げていることでもあり、
人道上の問題なるにかんがみ、日本政府において
適当な措置をとらざるをえまいと考えられる。

3 軍用地通償補償 (提議書七)

請求者の主張 (日本政府への要求)

1950年6月30日以前に軍用地に加えられ
た通常の損害については、いわゆる講和前補償に
より水利補償、残地補償、離作補償等の見舞金が
支払われているところ、現行の布令20号(軍用
地賃借収用関係布令)によつてはカバーされえ
ないこの種の通常の損害についても、補償の途を
講ずべきである。

請求額

不明。(1960年に琉球法務局が市町村に依

頼して調査した結果が、同局土地課にあるが未集計であり、目下関係団体が新たに調査集計中なる趣)

現地法令上の根拠

なし。

問題点

現地法令(施政権者の布告布令)にも組み入れられていないこの種の補償の処理については、現地側も米側による措置を期待していない。手当てをするか否かは日本政府の意向いかんによる。

4 軍用地賃借料増額請求(提議書二)

請求者の主張 (日本政府への要求)

現在の軍用地賃借料は不当に低いので、さかのぼって適正補償の途が講じられるべきである。

請求額

現行法令のわくをこえた賃借料増額要求一般に

については単にばく大な損失としているのみで具体的要求額は示されていない。(ただし、カテナ軍用地について周辺市街地の急速な発展との見合において現行法令のわく内で調整を求め土地裁判所に訴願係属中のものが9,616件、合計:2020,000ドル(年間)ある。)(ソース:琉政法務局土地課)

問題点

~~賃借料増額請求~~
本件についても上記適損補償の場合と同様手当てをするか否かは日本政府の意向によることとなるが、ただ、かかる要求に応ずることとなれば、問題が他の分野に波及する可能性が大であり(たとえば、軍労務者は、労務賃金が不当に低かつたのでさかのぼって適正補償せよ、と主張することとなるらう)、慎重に対処する要があろう。

5 基地公害補償（決議一の2, 提議書四）

請求者の主張（日米両政府への要求）

「爆音及び油脂汚染等いつさいの基地被害の防止対策並びにその被害に対する補償を即時実施すること。基地地域住民の民生安定を図るため、すみやかに必要な措置を講ずること。」

問題点

復帰前の問題については、外国人賠償法の対象となるものはこれにより解決が図られる問題である。（基地周辺の水質汚染、航空燃料流出等に対して外国人賠償法により補償が行なわれた例あり。）

復帰後の基地公害の問題は本土と同様の手当てが行なわれることとなる。

6 潰れ地の補償（決議一の10）

請求者の主張（日米両政府への要求）

「戦時中あるいは講和発効前に日本軍、米軍若しくは行政官庁によつて拡張又は新設された政府道、市町村道、農道及び河川等による潰れ地が、現在まで政府道の一部を除いてなんらの補償もされずに放置され関係地主に大きな損害を与えている。-----現在の琉球政府の財政事情や貧弱な市町村財政ではこの問題の早期解決は困難である。これら潰れ地の補償問題の多くは、沖縄において、終戦処理がなんら考慮されなかつたことに基因するものであり、当然に日米両政府の責任において処理されるべきである。」

請求額 不明。

問題点

琉球政府道、市町村道等による潰れ地の補償は琉球政府、当該市町村等によつて行なわれるべき性質

のものであり、私有財産尊重の見地から当然解決されなければならない問題であるが、日米間の話し合いの対象とするべき性質のものではない。

7 その他

なお、決議、提議書ともに触れていないが琉球政府が沖縄復帰準備委員会地位協定小委員会に提出した資料に掲げられているものには下記(イ)及び(ロ)がある。

(イ) 漁業補償

請求者の主張

1945年8月16日以降1952年4月27日までの期間における米軍の演習等による漁業損害(当該水域で操業し得なかつたことに基づく沿岸漁業の減収)に対しては、布令60号(講和前補償)に基づき、見舞金(総額:562,607.

00ドル)の支払が行なわれた経緯がある。よつて、講和後の漁業損害に対しても同様の補償の途を講ずべきである。

請求額

1970年までの分合計: 19,659,823.45ドル

(ソース:地主会連合会)

問題点

本件は実体的に不明な点がきわめて多く、現在なお調査中であるが、いずれにしても(イ)漁業権の有無にかかわらず、米軍の演習による現実の漁業損害の補償要求の問題か、(ロ)琉球漁業法(民立法)上の漁業権の行使と米軍の海上演習との衝突から生ずる権利侵害の救済の問題と考えるべきものであるとみられ、今後さらに検討を要する問題である。

(b) 講和後の不法行為（人的、物的）に関する補償

請求者の主張

講和後の米軍人軍属の不法行為による人的、物的損害に対しては、外国人賠償法に基づき賠償が行なわれているところ、かかる手続にもかかわらず、合意に達せずいまだ解決をみていない請求事案については、なんらかの補償の途を講ずべきである。

請求額

人身損害関係請求額合計： 17,971.4 / ドル

（ソース：琉政）

現地法令上の根拠

外国人賠償法

問題点

未解決の請求事案の内容については、単に手続

上時間がかかっているものか、又は、米側の提示した金額に請求者が満足せず実体的に未解決のものか等必ずしも明らかではないが、前者であれば復帰後における米側による支払を確保するための支払手続につき日米間で合意しておけば足りる。

報新

二部

大正十一年四月廿一日

四六二二二

三平の島

三平の島
三平の島
三平の島

加長
有地
三平の島

沖海多幸の新聞
古蔵者よりの車

二十三日の田平と残立より二十五日(日)の

清五郎の向返りつま せいせい

日東新聞がみのこにまじりての

とけのん せいせい

とけのんをせよと日申し

外務省

よつ之中島より 当省へ

新聞記者のつては平と塔

新聞記者のつては平と塔

のみならず、田中

の報告をたるとは

の報告もあつた

いふ由を

外務省

ついでに一巻 蘭字表の通 報しおる事 宜し
おいな

二 とも際、二十四日降の 雲を交し、ついでに、大 蔵府
と之は、ジューリウの 事日は (2) の 知るところに 降す
泡を多し、のちのうは なく、日人は 所 退 閑 係 全 般 を 取 扱
つており、この 關係より 事 日 があること、
いふきく、お 倉 井 所 長、
左 ね、
外 務 省

左ね、
外 務 省

秘
無期限

沖縄返還協定及び附属文書との関係における請求権の取扱い

46. 6. 29

請求の種類	返還協定及び附属文書に基づき処理されるもの						その他						
	軍用地復元補償		土地裁判所関係訴願事案				海没地補償	基地公害補償	講和後人身傷害及び物的損害補償	軍用地通損補償	潰れ地補償	入会制限に伴う損失補償	
	復帰前に解放されたもの	その他	料増額請求	業損害補償	講和後漁業損害補償	米軍の射撃演習等に より一定の水域が立ち入り 制限を禁止したことに より関係漁業協同 組合が経済的損失を蒙 っている。							
1950年6月30日 以前の形質変更 されたもの	1950年7月1日 以後の形質変更 されたもの	施設区域と なるもの	引き継ぎ財産 のある土地	軍用地賃借料再検討(特殊 地域指定)の請求	周辺の市街地化に伴う 軍用地賃借料再検討(特殊 地域指定)の請求	那覇軍港拡張の際の掘削等 より海没した土地については現在 賃借料が支払われているが米軍 の使用から解放された後も返還 されるべき土地がなく補償の途 がない。	汚染等により損害を蒙っている が本土の如く基地周辺整備に關 する法令なく十分な補償が行わ れていない。	基地周辺の住民は騒音水質 汚染等により損害を蒙っている	講和後、誰作補償、水利補償 等の補償に伴う通常損害の 補償が行われていない。	存命の公衆を基礎とする米軍の講和 前補償に際し、諸般の事情により 請求が向う合致する補償に均等 し得なかつた者がある。	現在政府道、市町村道とは新 設掘削の際、底地の所有権関係が 整理されぬまま固定化しているもの があり、地主が損害を蒙っている。	旧(国)林野が○年の演習 場として立入制限なし禁止と なつたため、木島、林野等、新設 林が採取し得なくなつた。	
請求の要旨													
請求の規模 (琉政非会設置)	約9百トドル (但し既解放 分のみ)				17組合(1840人) 約21百トドル	9616件 約2百トドル	人身傷害 148人、約88万トドル 物的損害 441件、約88万トドル (但し琉政取扱い のみ)	98筆 約1万坪	1566人 約50万トドル	334件 約59万トドル		482,426件 約370万トドル	
請求推進団体		復帰協 地主連合会	琉政		地主連合会 琉政	地主連合会 琉政	復帰協 琉政	地主連合会	琉政	復帰協 琉政 講和後人身傷害等補償 若連置	地主連合会 復帰協	琉政	復帰協 地主連合会
協定、附属 文書との関係	4条3項	4条2項 及び 合意議事録	3条2項	6条4項	4条2項及び 合意議事録	4条2項 及び 合意議事録	海没地に關する 交換公文	4条2項 及び 合意議事録					
備考			施設区域の提供のための 関係地主と施設庁との間の 契約により国が処理責任を負う	三公社等の後継機関が関 係地主との契約により処理の 責任を負う	いずれの訴願も最終的 には却下される見通しが 濃厚であり、かかる場合の 国内施策について早急に 検討する必要がある		関係地主が飽く迄反対する 場合は本交換公文による 問題の解決は得られず、協定 4条1項に戻り請求放棄 と云ふことになる					必要に依り、今後の 国内施策により救済 して行くこととなる	

1300

(沖繩返還問題関係資料)

沖繩のいわゆる請求権問題に関する基本的事実関係

秘

昭和四六年一月二三日
条約局

本調書は、昭和四五年末までに公表された各種資料に基づき、沖繩のいわゆる請求権問題に関する基本的事実関係を国会答弁参考用にとりあえず、取りまとめたものである。なお、以下に掲げる個々の項目において、「要求の論点」として引用する資料は次のとおりである。

- 「愛知外務大臣に対する要請書」(45・10・12) 琉球政府
- 「施政権返還に伴う措置に関する要請決議」(45・8・31) 琉球立法院
- 「施政権返還に対する基本的態度と要求」(45・10・) 沖縄県祖国復帰協議会
- 「軍用地に関する復帰対策事項」(45・9・25) 沖縄市町村軍用地地主会連合会
- 「準備委員会に対する行政主席の提案」(45・11・9) 琉球政府

一 軍用地復元補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

ページ

1

1

2

2

二 講和前人身傷害未補償者の補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

5

5

6

5

三 漁業補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

7

7

9

9

四 軍用地通損補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

10

10

10

10

五 軍用地賃借料増額要求

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

12

12

13

13

六 入会制限に伴う損失補償

A 事実関係

B 基本的データ

C 要求の論点

14

14

14

14

七 講和後の人身傷害に関する補償

- A 事実関係
- B 基本的データ
- C 要求の論点

16 16 17

八 潰れ地補償

- A 事実関係
- B 基本データ
- C 要求の論点

18 18 18

九 滅失地補償

- A 事実関係
- B 基本的データ
- C 要求の論点

20 20 21

十 基地公害補償

- A 事実関係
- B 基本的データ
- C 要求の論点

22 22 22

一 軍用地復元補償

A 事実関係

沖縄の軍用地は、現在、高等弁務官布令第二〇号「賃借権の取得について」(一九五九年二月一二日)の下に置かれており、解放時の復元補償義務に関する規定もこれに含まれている。しかしながら、米例は、そのいわゆる「黙契」の始期たる一九五〇年七月一日より前に行なわれた形質変更については、平和条約第一九条(a)に基づき請求権が放棄されているので、右布令に基づく復元補償は行なわれないとの見解を示している(美里村の復元補償問題に関する一九五六年八月三十一日付米民政府回答)。他方、高等弁務官布令第六〇号「琉球人の講和前補償請求の支払について」(一九六七年一月一〇日)に基づく米例のいわゆる講和前補償の支払は、講和前の軍用地形質変更に対する復元補償をも含めて行なわれたが、右補償に均てんし得た軍用地は、一九六一年七月一日(講和前補償請求の締切り期限)より前に解放されたものに限られた。以上

の結果、一九五〇年六月三〇日以前に形質変更を受けた軍用地で、一九六一年七月一日以降に解放されたもの及び今後解放されるものについては、復元補償の途がなんら保障されないこととなつている。

B 基本的データ

一九六一年七月一日以降一九七〇年七月三十一日までに解放された軍用地に関するこの種の補償要求額は、四、四〇八、八三六・五六ドル、また、坪数は、一、二九一、九二五・九三坪となつている。(ソース。沖縄市町村軍用地地主会連合会)

C 要求の論点

(1) この種の軍用地復元補償要求を未解決のまま放置することは、他の軍用地に比し「著しく公平を欠くばかりでなく、個個の地主の経済的損失はもちろんのこと、土地の効果的利用の面からも多くの問題を残して」いる。「これら土地に対する損失は事実上合衆国軍隊が与えたものであつて、法的責任の有無は別として、施政者として当然適切

な措置を講ずべきもの」であるが、米政府は、「補償請求を却下している実情にある。」については、返還協定の締結にあつては「これらの土地の復元補償について、日米いずれの政府が責任を負うべきか明確に」すべきである。(琉政の愛知大臣に対する要請書)

(2) 「県民の要求する軍用地の開放及びその返還に際し、形質の変更された土地については、早急に復元し、又は補償をすること。」(琉政の要請決議)

(3) 「議和発効以前に変形が加えられた土地を返還するにあつては、これを当初の状態に復元するか、若しくはそのための適正な補償を行なうより要請し、「このような沖縄県民の正当な請求権をじゅうりんとし、七二年「施政権」返還に際して、日本政府が一方的に権利を放棄するとしても、現実に被害をこうむつている県民の損害賠償は当然行なわれなければならない、その場合日本政府が責任を負うべきである。」(復帰協の基本的態度と要請)

(4) この種の形質変更につき、「米国は法的補償責任を拒否しており、また将来解放される土地についても、なんらの救済措置がなされないままになつてゐる。したがつて、日米両政府においてその責任の所在を明確にするにとともにすみやかに補償の実現を図つてもらいたい。」

(地主会連合会の復帰対策事項)

二 講和前人身傷害未補償者の補償

A 事実関係

一九四五年八月一六日以降一九五二年四月二七日までの間に米合衆国軍隊又はその要員の活動に伴い沖縄住民がこうむつた人身事故に対しては、高等弁務官布令第六〇号「琉球人の講和前補償請求の支払について」(一九六七年一月一〇日)に基づき見舞金の支払が行なわれたが、「当時、請求に必要な書類の完備に時間を要し、締め切りに間に合わなかつた」被害者は未補償のままとなつてゐる。

B 基本的データ

死亡	一六四件	二八七、五三二・九五ドル
傷害	一七〇件	三〇八、〇一二・一ドル
合計	三三四件	五九五、五四五・〇六ドル

一九七〇年一〇月一〇日現在

(ソリス・講和前人身傷害未補償者連盟)

C 要求の論点

- (1) 「これらの被害者及び遺族等の多くは、現在生活に困窮している実情にあり、未補償のまま放置することは、公平を欠くものである。これら未補償者に対して早急に適切な措置を講じらるべきである。(琉政の愛知大臣に対する要請書)
- (2) 「講和前における米合衆国軍人等の行為による人身事故及び財産に対する損失を補償すること。」(琉政の要請決議)
- (3) 講和前補償請求の締め切りに間に合わなかつた請求者は、「未補償のまま放置されている。これらの損害賠償を直ちに支払うよう要求する」とともに、かかる損害賠償請求権を日本政府が一方的に放棄する場合は「日本政府が責任を負うべきである」との立場をとる。(復帰協の基本的態度と要求)

三 漁業補償

A 事実関係

(1) 戦前の沖繩においては、わが国の旧漁業法に基づく期間二〇年の漁業権が付与されていたが、かかる旧漁業権の大部分は、昭和二十一年の行政分離の結果、更新しえなかつたため満期消滅し、また、残存していたものも、琉球漁業法（一九五二年一月二日）に基づく琉球漁業権への切替え手続を行なわなかつた結果、すべて消滅した。なお、これらの旧漁業権者が、一九四五年八月一六日以降一九五二年四月二七日までの間に米軍の射爆演習等により蒙つた損失については、高等弁務官布令第六〇号「琉球人の講和前補償請求の支払について」（一九六七年一月一〇日）に基づき、見舞金の支払が行なわれた。ただし、沖繩においては、以上の経緯に基づく旧漁業権の消滅にあたり、本土の場合と異なり、権利消滅補償は行なわれておらず、この点については、別途、琉球漁業協同組合連合会が問題にしている。

(2) 講和後の沖繩における漁業権は、琉球漁業法に基づき付与されており、一九六四年以降は、五年ごとに一斉更新が行なわれているところ、同法に基づき付与された漁業権の対象水域が米軍の射爆演習水域と重複しているか否かは目下調査中である。

(3) 現在沖繩で提起されているいわゆる漁業補償訴訟が以上の経緯に照らし、いかなる性格のものであるかは、必ずしも明らかでなく、権利の有無については戦前の旧漁業権のみに言及しつつ、補償要求額としては、講和後現在までの累積操業損を挙げているものが多い。

(4) 本件漁業補償訴訟は、いずれも琉球列島米国土地裁判所に係属され、読谷漁業協同組合の訴訟のみについては、客年十二月一四日付けにて、問題の水域には訴願人の主張する時期に訴願人の主張する権利は存在していないとの理由により棄却の裁決があつた。（土地裁判所の最終決定に対しては、同裁判所訴訟手続規則第四二条に基づき三〇日以内に合衆国防長官に上訴することができる。）

B 基本的データ

訴願件数 一七件

補償要求額 一六、三九八、〇三九・一五ドル（訴願時まで累積分）

一、一八二、〇八一・四三ドル（以後年間）

（ソース、沖縄市町村軍用地地主会連合会）

C 要求の論点

現在土地裁判所に係属中の漁業補償請求訴願については、「復帰後日本国政において適正な救済措置を講じてもらいたい。（地主会連合会の復帰対策事項等）

四 軍用地適損補償

A 事実関係

軍用地の使用に関する現行布令上は、土地の使用に伴う支払項目としては、賃借料、地上物件の補償及び復元補償が予定されているにとどまり、本土の土地収用法と異なり、残地補償、隣接財産の補償、離作補償、水利補償等、土地の使用に際し通常予想される損失の補償の可能性を認めていない。なお、布令第六〇号に基づく米側の講和前補償支払に際しては、この種の通常損害をも取り上げ、水利、残地等の損失につき見舞金を支払つた例がある。

B 基本的データ

なし。

C 要求の論点

(1) 「軍用地の取上げに伴う残地補償、隣接財産の補償、離作補償、水利権、の損害補償についても、全く放置されたままであり、これ

らの補償を直ちに行なうよう要求する。」（復帰協の基本的態度と要求）

(2) 「軍用地の接収に伴つて通常生ずる損失補償（たとえば、残地補償、隣接補償、離作補償、水利権補償など）については、補償されていないので、復帰までに生じたこれらの損失に対しては、日米政府のいずれが補償の責任を負うかについて明確にし補償措置を講ずべきである。」（地主会連合会の復帰対策事項）

五 軍用地賃借料増額要求

A 事実関係

沖縄の土地借賃一般は、民立法たる「土地借賃安定法」（一九五九年一月一三日）により規制されており、土地借賃評価委員会が個個の土地につき、適正な年間最高借賃を決定し、また、これを五年ごとに改定することとなつてゐる。委員会による最高借賃の決定及び改定は、土地の地目及び等級を基準として行なわれるので、地域開発等の結果、地目及び等級が変われば最高借賃も引き上げられることになる。しかし、軍用地の最高借賃の決定については、同法第一一条の規定に従い、「地目及び等級は、アメリカ合衆国が使用を開始したときの地目及び等級によるものとする」ことになつてゐるので、周辺地域の開発に伴う借賃の是正が困難であり、那覇、コザ等一部の市町村につき、地目を固定したまま、特殊地域の指定という形で多少の是正が行なわれうるに過ぎない（同法第一〇条第二項ただし書）。なお、軍用地賃借料の妥当性に関する訴願

は、琉球列島米國土地裁判所において処理されることとなっている。

B 基本的データ

土地裁判所に係属中の訴願件数 九、六一六件
補償要求額 二、〇一七、〇四九ドル（年間）
（一九七〇年五月現在 ソース 地主会連合会）

C 要求の論点

- (1) 「土地使用料といつても不法占拠に対する損料であつて市価の賃料と比較してきわめて低く土地所有者の損害を十分に補償するものではない。」（復帰協の基本的態度と要求）
- (2) 「現在、土地裁判所に訴願中の事案として軍用地賃賃に関するもの九、六一六件。が提起されている。これららの事案については、復帰後日本政府において適正な救済措置を講じてもらいたい。」（地主会連合会の復帰対策事項）

六 入会制限に伴う損失補償

A 事実関係

現在、米軍の演習場として立入り制限ないし禁止となつている沖縄の旧国県有林野においては、従来、地域住民が本草、林野菜、薪炭林等を採取していたが、かかる利益が失なわれた。なお、本土においては、東富士、北富士、三沢及び水戸につき、入会慣行を認め、毎年の関係住民の経済的損失に対し見舞金の支払が行なわれている。（なお、本土の国県有地についての入会に関する昭和四六年一月一四日付東京地裁判決についての資料は、別途準備）

B 基本的データ

なし。

C 要求の論点

- (1) 「軍用地の取上げに伴う、入会権に対する損害補償についても、全く放置されたままであり、これらの補償を直ちに行なうよう要

求する。」(復帰協の基本的態度と要求)

(2) 「米軍の演習場として立入り制限されている土地のほとんどは、従来入会慣行のある国県市町村有林野であるため、地域住民に大きな損失を与えてよる。よつて、これらの人たちの生活権擁護の立場から適切な補償措置を講じてもらふたす。」(地主会連合会の復帰対策事項)

七 講和後の人身及び物的傷害に関する補償

A 事実関係

一九五二年四月二十八日以降の時期に米軍人、軍属の故意過失により、沖縄住民が蒙つた人身傷害及び物的損害については、事故発生後一年以内に各軍法務官に対し請求を行なえば、外賠法に基づき、損失の補償が行なわれることとなつており、請求は、被害者ないしその関係者が直接各軍に対して行なつてもよく、また、琉球政府法務局を通じて行なつてもよい。外賠法に基づく補償は、請求の完全な解決として受領される場合のみ支払われ、また、同法に基づく請求の解決は、他の法のいかなる規定にもかかわらず、最終的なものとされる。なお、被害者の請求額が一万五千ドル以下の場合には、問題の処理は現地限りで行なわれるが、これをこえる請求の処理は、米本国政府にリファーされることとなつてゐる。本件処理手続による問題の処理の実態は、個人の直接請求の帰すが不明なため、必ずしも明らかでなく、確実に把握しうるのは、琉球

政府法務局経由分に限られる。

B 基本的データ

未解決件数 一一件

補償要求額 一七、九七一。四一ドル

(一九七〇年三月三十一日現在、ソース 琉球政府)

C 要求の論点

(1) 講和前、講和後を問わず、米軍人、軍属の行為により沖縄住民が蒙つた人的物的損害で未解決のものに関する補償責任の所在を返還協定中で明確にすべきであり、また、米側が本件につき免責となる場合は、日本側において完全な補償措置を講ずべきである。(準備委に対する行政主席提案)

(2) 「米軍人軍属容疑の兇悪犯罪で、未解決のまま迷宮入りの形になった事件が数多くある。、、これらの事件に対する責任の所在を明確にし、直ちに損害賠償を支払うよう要求する。」(復帰協の基本的態度と要求)

八 潰れ地補償

A 事実関係

潰れ地の実態は、必ずしも明らかではないが、戦後、米軍が道路の新設ないし拡張にあたり、座地の所有権関係を整理しないままにこれを行ない、その結果が現在も市町村道として固定化されている場合をいうものと思われる。(国家総動員法関係の請求が別途提起されていることにかんがみ、終戦前の日本政府による収用等は、本項には含まれないと考えるべきであろう。)

B 基本的データ

なし。

C 要求の論点

(1) 「戦時中あるいは終戦処理の過程において日本軍、連合軍若しくは行政官庁によつて拡張又は新設のため市町村道等に編入された潰れ地が現在までなんらの補償もされずに放置され、関係地主に対し大きな損

害を与えています。このようなことは、戦後処理が沖縄においてなんらの考慮がなされなかつたことに基因するものであり、当然国の責任において処理されるのが至当だと考えます。」（琉政の愛知大臣に対する要請書）

(2) 「政府道及び市町村道等による潰れ地の補償を早急に実施すること。」
（琉政の要請決議）

九 滅失地補償

A 事実関係

滅失地の主たるものは、那覇港周辺の海没地であり、同地域は、従来、土地として存在していたものが、米軍により掘鑿され、海没（海没の時期は、米側の説明によれば、一九五〇年六月三〇日以前）せしめられて現在に至っているものである。本件海没地については、当初、米側による賃借料の支払が行なわれていなかったが、関係地主が、一九五九年四月、土地の滅失につき適正妥当な補償措置が講ぜられるまでは賃借料を支払うべき旨陳情した結果、同年九月、米側も右陳情を認め、一九五〇年七月一日にそ及して賃借料が支払われることになった経緯がある。なお、嘉手納空港建設の際の土砂の採取により海没した土地の所有者九名に対しては、講和前補償の一環として八、三九二・三二ドルの滅失地補償が行なわれた。また、復帰後、沖縄に適用されることとなる日本法の下では、本件海没地は私権の対象たる土地とはみなしえないこととなる。

(減失地の中には、米軍の管理不全による沿岸軍用地の浸蝕とこれによる面積の減少もある模様なるも、詳細は不明である。)

B 基本的データ

那覇港海没地面積 約一万坪

補償要求額

不明

C 要求の論点

「軍用地内の減失地については、現行法令上買上げ制度がないため、他の土地と同様賃貸借に基づき、地料の支払がなされている。よつて、復帰後は、適正な買上げ補償がなされるまで、従来どおり他の軍用地と同様に賃貸借による取扱いができるよう特別な措置を講じてもらいたす。」(地主会連合会の復帰対策事項)

十 基地公害補償

A 事実関係

沖縄における米軍基地の周辺においては、航空機の騒音、井戸の汚染、航空機用燃料の流出等の基地公害が地域住民により問題にされているが、沖縄には本土の基地周辺整備法に類する制度がないため、騒音のごとく被害額の算定が困難なものについては、必要な救済措置が講じられておらず、また、井戸の汚染、航空機用燃料の流出等についても、一部のケースにつき外賠法に基づき補償が行なわれているにすぎない。

B 基本的データ

なし。

C 要求の論点

(1) 「現存する基地の公害は、県民の生命と財産の安全をおびやかしている現状であります。したがつて、日本政府は、米政府とその対処策について協議され、すみやかに解決されることを要請します。」(琉

政の愛知大臣に対する要請書)

(2) 「爆音及び油脂汚染等一切の基地被害の防止対策並びにその被害に
対する補償を即時実施すること。」(琉政の要請決議)